

指定管理者による公の施設の 管理運営等に係る評価結果報告書

令和 6 年 1 月

敦賀市指定管理者評価委員会

目 次

1	令和5年度評価対象施設	1
2	評価の実施方法	2
3	評価結果	6
(1)	期末評価	6
①	敦賀市福祉総合センター	6
②	敦賀市農産物直売所	8
(2)	中間評価	10
①	敦賀駅交流施設 及び 敦賀駅前広場	10
②	敦賀きらめき温泉リラ・ポート 及び 敦賀市グラウンド・ゴルフ場	12
③	敦賀市知育・啓発施設	14
資料1	敦賀市指定管理者評価委員会委員名簿	16
資料2	敦賀市指定管理者評価委員会の開催経過	16
資料3	敦賀市指定管理者評価委員会設置条例	17
資料4	指定管理者制度導入施設一覧 令和5年4月1日現在	18

1 令和5年度評価対象施設

敦賀市では、令和5年4月1日現在、17施設において指定管理者制度を導入している。評価委員会による評価は、このすべての指定管理者制度導入施設を対象とし、指定期間5年（標準）の施設であれば、指定期間の2年目（1年目の管理運営業務等の評価）を中間評価、4年目（3年目の管理運営業務等の評価）を期末評価として評価を実施することとしている。なお、指定期間が4年以下の施設にあつては、中間・期末を兼ねて1回の評価で実施することとする。

以上を踏まえ、今年度は下記の7施設を評価委員会評価の対象として評価を実施した。

<令和5年度評価対象施設>

施設名	指定管理者	指定期間	評価種別
敦賀市福祉総合センター	社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	期末評価
敦賀市農産物直売所	企業組合敦賀マルシェ	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日	期末評価
敦賀駅交流施設/ 敦賀駅前広場	株式会社エコシステム	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	中間評価
敦賀きらめき温泉リラ・ポート/ 敦賀市グラウンド・ゴルフ場	ONE team	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	中間評価
敦賀市知育・啓発施設	丸善雄松堂・編集工学研究所共同企業体	令和4年7月1日 ～令和9年3月31日	中間評価

2 評価の実施方法

敦賀市指定管理者評価委員会による指定管理者の評価は、「施設の管理運営状況の評価」「指定管理者の財務状況の確認」により実施した。

(1) 施設の管理運営状況の評価

評価委員会は、指定管理者の自己評価、市（施設所管課）の評価等について市から報告を受け、管理運営の状況や評価の内容について実地調査や指定管理者・施設所管課へのヒアリング等の実施により確認し、評価を行った。

① 評価項目について

◆ 評価項目（大項目）の設定

評価項目の大項目は、「業務の履行状況の確認」「サービスの質の確認」「サービス提供の継続性と安定性」の3つとした。

◆ 評価項目（小項目）の設定

大項目ごとに、具体的な評価項目として、小項目とその確認内容を設定した。

今年度評価における評価項目（小項目）については、大項目ごとに下記のとおりとした。

ア. 業務の履行状況の確認

評価項目(小項目)	確認内容
開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか。
職員配置	適切な人員配置がされたか。
職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか。
使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか。
利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか。
保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか。
清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか。
修繕業務	修繕業務は適切に行われたか。
事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか。
利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か。
利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか。
施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか。
利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成, 訓練等)が確立されているか。
個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か。
情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か。
備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか。

イ. サービスの質の確認

評価項目(小項目)	確認内容
利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか。
接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か。
施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか。
利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか。 パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか。
施設運營業務	実施された事業内容は適切に行われているか。
事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか。 (例) 開催状況、利用者の満足度 等
自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか。
目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか。

ウ. サービス提供の継続性と安定性

評価項目(小項目)	確認内容
経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか。
事業収支	事業収支は妥当か。
人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か。
外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か。

② 評価基準について

◆ 評価項目(小項目)に係る評価基準

評価項目(小項目)に係る評価基準については、「指定管理者の自己評価」「施設所管課の評価」「指定管理者評価委員会の評価」の各評価において、下記の規準により評価を行った。

ア. 評価項目(小項目)に係る評価基準

評価	判定基準
A	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準の運営がなされ、適正であると認められる。
C	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。
D	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

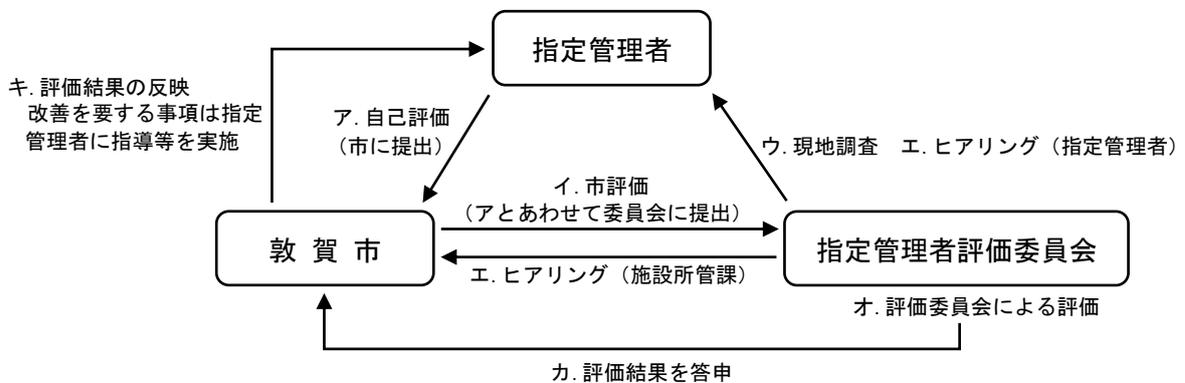
◆ 評価項目（大項目）及び総合評価に係る評価基準

指定管理者評価委員会については、評価項目（小項目）の評価を行った上で、それに基づき評価項目（大項目）及び当該施設に係る総合評価を下記の規準により評価を行った。

イ. 評価項目（大項目）及び総合評価に係る評価基準

評価	判定基準
小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合	
A	評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。
B	評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。
C	評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。
D	評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。

③ 評価の枠組み及び業務フロー



ア. 指定管理者による自己評価→評価結果を市（施設所管課）へ提出 [指定管理者]

イ. 市（施設所管課）による評価→アを付して評価結果を評価委員会へ提出
[市（施設所管課）]

ウ. 対象施設の現地調査 [評価委員会]

エ. 指定管理者、施設所管課へのヒアリング [評価委員会]

オ. 評価委員会による評価（項目別評価、総合評価） [評価委員会]

カ. 評価結果を市へ答申 [評価委員会]

キ. 指定管理者と評価結果を共有し、改善を要する事項は指定管理者に指導等を実施
[市（施設所管課）及び指定管理者]

(2) 指定管理者の財務状況の確認

指定期間中に指定管理者の経営状況が悪化し、指定管理業務の継続に影響を与えないよう、指定管理者の経営母体について、指定管理者評価委員会で財務状況の確認を行っている。

なお、財務状況の確認については、あくまでも指定管理者の業務継続性の指標とするための確認行為であり、確認の結果、経営母体の財務状況の悪化等が認められた場合であっても、これにより経営母体の経営に対する指導、指示等を行うものではない。

<財務状況の確認方法>

- ・財務状況の確認は、主に指定管理者の経営母体の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）を、指標等を用いて確認することにより実施した。
- ・提出書類は、指定管理者の構成団体全社分の財務諸表等（直近3事業年度）とした。なお、指定管理者が共同事業体である場合は、構成するすべての団体等の財務諸表等の提出を、また、指定管理者である団体等が、その親会社又は子会社と連結決算を行っている場合は、連結財務諸表等についても提出を求めることとしている。

令和5年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市福祉総合センター	施設所在地	敦賀市東洋町4番1号
指定管理者名	社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会	施設所管課	福祉保健部 地域福祉課
指定期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	地域における福祉活動の拠点の場として、各種社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を推進し、住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用に関する業務 ・施設等の維持管理業務 ・施設等の管理に関する経理業務 ・総合的な管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉センター(A型)の必須事業 ・事業計画及び事業報告に関する業務 ・条例第1条の目的を達成するための事業 ・その他必要な業務 		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	・必要最低限の人員で運営されていることを高く評価できる。但し、資料作成等の削減・簡素化など業務効率化を検討されたい。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		B	・2階の畳部屋の畳焼け等、畳や絨毯のメンテナンスが必要と感じる部分が見受けられた。貸館利用の促進に向けて、そうした部分の解消に向けた工夫や所管課との検討に期待したい。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)		B	
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか		A	
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か		B	
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか		B	
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか			B	・職員からの手渡しや、同封ではなく、意見のある人が職員の目に触れずに記入できるアンケート形式を導入し、さらなる利用者ニーズの収集と対応に期待したい。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か			B	
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか			B	
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか			B	
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか			B	
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等			B	
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか			B	
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか			B	
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	・書類作成の簡素化など、業務効率化を検討されたい。
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	・膨大・精緻な資料の見直しなど、効率化が望まれる。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	・一般的な施設管理業務の件数費としっかり比較した上で、適正値について、指定管理として官から民間事業者等に管理を委託する意義を踏まえて、所管課との検討・工夫を行ってほしい。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会による総評	・必要最低限の人員で運営されていることを高く評価できる。但し、資料作成等の削減・簡素化など業務効率化を検討されたい。 ・一般的な施設管理業務の件数費としっかり比較した上で、適正値について、指定管理として官から民間事業者等に管理を委託する意義を踏まえて、所管課との検討・工夫を行ってほしい。		

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	・当面の間事業継続に支障を来さず、特段の懸念事項は見られなかった。
-------------------------	----------	------------------------------	-----------------------------------

令和5年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市農産物直売所	施設所在地	敦賀市砂流24号45番地
指定管理者名	企業組合 敦賀マルシェ	施設所管課	産業経済部 農林水産振興課
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	敦賀市の農業の振興及び地産地消の推進を図るため、敦賀市内の農産物、農産物加工品生産者の販売及び営農活動の拠点として敦賀市農産物直売所を設置する。		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用に関する業務 ・施設等の維持管理 ・施設等の管理に関する経理業務 ・総合的な管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービス提供事業に関する業務 ・その他必要な業務 		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		A	・次世代人材の育成をどうするか検討されたい。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		A	・適切な料金設定があったからこそ、事業収支が良くなったものと窺える。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		B	
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		A	・前回指摘事項に対して、しっかり対応していただけている。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	・店舗レイアウトのさらなる改善に期待したい。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)		B	
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか		B	
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か		B	
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか		B	
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか			B	・アンケート回答数、回収数の増加に期待したい。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か			B	・苦情を含め、もっと声を収集する努力が必要。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか			B	・POPなどの作成を検討されたい。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか			B	
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか			B	
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等			B	・弁当受注等の需要はあるが対応しきれていないため、備品の利活用による作業効率の向上に期待する。
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか			B	・更なる創意工夫に期待したい。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか			A	・しっかりと収益確保ができており、目標は十分に達成できていると考える。
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	A	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			A	・未来投資的な経費の使用を検討してはどうか。 ・益金が発生し、指定管理料の一部を返金しており優良。
2	事業収支	事業収支は妥当か			A	・運営収入が増加し、指定管理料の返還も発生するなど、指定管理制度としてあるべき姿と評価できる。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会による総評	・運営収入が増加し、指定管理料の返還も発生するなど、指定管理制度としてあるべき姿と評価できる。 ・次世代人材の育成をどうするか検討されたい。		

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	・当面の間事業継続に支障を来たず、特段の懸念事項は見られなかった。
-------------------------	---	------------------------------	-----------------------------------

令和5年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀駅交流施設及び敦賀駅前広場	施設所在地	(駅交流施設)敦賀市鉄輪町1丁目1番19号 (駅前広場)敦賀市白銀町9番地2
指定管理者名	株式会社 エコシステム	施設所管課	都市整備部 都市政策課
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	(駅交流施設)市民の交流の場を提供するとともに、敦賀市の商工業及び観光の振興に寄与するため (駅前広場)敦賀駅前における公衆の利便と通行の安全、円滑を図るとともに、にぎわいを創出し、人々の交流を促進するため		
管理業務の内容	敦賀駅交流施設及び敦賀駅前広場の管理運営に関すること		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点) として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	・業務が施設長に集中している傾向があり、改善が必要である。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		C	・自販機の裏など見えないところにゴミが散乱している現状を踏まえ、施設内の清掃箇所点検マニュアルの作成・見直しが必要。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	・新幹線開業時における利用者増加対策を検討されたい。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	・今後、新幹線開業に備えた周辺施設との連携が重要である。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)		B	
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか		B	
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か		B	
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか		B	
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか			B	
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か			B	
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか			B	
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか			B	
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか			A	・年々、サービスが充実しており、パンフレットも分かりやすく配置されている。
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等			B	
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか			B	
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか			B	・今後の新幹線開業に向け、施設としての更なる目標・課題を設定する必要がある。
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	・トイレが24時間利用可能となっているが、今後、新幹線開業による利用者の増加により水道代金の増加が考えられる。コストアップへの対応策について、所管課との事前協議を求む。
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会による総評	・年々、サービスが充実しており、パンフレットも分かりやすく配置されている。 ・新幹線開業時における利用者増加対策を検討されたい。		

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	・当面の間事業継続に支障を来たず、特段の懸念事項は見られなかった。
-------------------------	----------	------------------------------	-----------------------------------

令和5年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀きらめき温泉リラ・ポート及び 敦賀市グラウンド・ゴルフ場	施設所在地	(リラ・ポート)敦賀市高野91号9番3 (グラウンド・ゴルフ場)敦賀市高野90号46番2
指定管理者名	ONE team 代表団体 株式会社アイビックス	施設所管課	観光部 観光交流課
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	市民の健康増進、スポーツの振興、文化活動及び余暇活動の場を提供し、ゆとりある生活の実現を図るとともに、敦賀市観光の振興に寄与すること		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用に関する業務 ・施設の受付・案内業務 ・施設の維持管理に関する業務 ・施設等の管理運営に関する経理業務 など 		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		B	・実地調査の際には、問題なく感じられたが、アンケートでは時折清掃に関する苦情があり、清掃員任せではなく定期巡回の強化や、苦情内容の共有を行う必要がある。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	・修繕が後回しになっている箇所があるが、修繕計画(優先順位)を構想し、所管課と調整の上修繕すべきである。 例)2階休憩スペースの畳、バーデールの天井
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	・夏季と冬季の顧客層の変化を考慮した取り組みに期待したい。また、サービス提供の柔軟性を高めることを期待したい。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)		B	
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか		B	
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か		B	・HPやパンフレットのリニューアル、SNSでの積極的な発信など、再開後の努力がより一層見られる。なお、KPIを設定した上で、広告宣伝の効果検証が必要である。
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか		B	
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか		B	
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か		B	
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか		B	・利用者視点による、各階における施設案内の掲示を強化されたい。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか		A	・HPやパンフレットのリニューアル、SNSでの積極的な発信など、再開後の努力がより一層見られる。
5	施設運營業務	実施された事業内容は適切に行われているか		B	・脱衣所内でモップが無造作に壁に立てかけられており、清掃員の片づけ忘れなのか、利用者が利用できるものなのか分かりにくい。片付けておくか、利用者に分かりやすい表示をすると良い。
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等		B	
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか		B	・今後に期待したいところである。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか		B	・2年間の休業期間があったと考えると、再開後の努力が見られる。
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか		B	・約20年経過している施設なので、施設の状況を鑑み、所管課と協議の上、費用の発生見込み、ならびに費用負担の方向性を見定めてほしい。
2	事業収支	事業収支は妥当か		B	・再開初年度なので、一部の費用発生は仕方ないものである。また、固定費削減は限界と考えられ、収益増の対策が必要。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か		B	
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か		B	
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評	・2年間の休業期間があったと考えると、再開後の努力が見られる。 ・約20年経過している施設なので、施設の状況を鑑み、所管課と協議の上、費用の発生見込み、ならびに費用負担の方向性を見定めてほしい。		

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	・共同企業体として、当面の間事業継続に支障を来たず、特段の懸念事項は見られなかった。
-------------------------	----------	------------------------------	--

令和5年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市知育・啓発施設	施設所在地	敦賀市鉄輪町1丁目
指定管理者名	丸善雄松堂・編集工学研究所共同企業体	施設所管課	都市整備部 都市政策課
指定期間	令和4年7月1日～令和9年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	書籍その他のメディア、イベント等を通じて、新たな学び及び価値を創造するとともに、くつろぎ及び憩いの場を提供することにより、敦賀駅前のにぎわいと交流の拠点を創出するため		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・知育・啓発に資する書籍その他メディアの提供 ・知育・啓発に資するイベント等の企画及び運営 ・知育・啓発に資する空間の提供 		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
① 業務の履行状況の確認		大項目 評価 B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか	B	
2	職員配置	適切な人員配置がされたか	B	・選書が担当者に任され、職員のレベルの高さを感じる一方で、将来的な人材育成は必要と考える。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか	B	・細やかな接客マニュアル等が整備されていた。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか	B	
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか	B	
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか	B	
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか	B	
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか	B	
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか	B	
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か	A	・期待以上の利用状況と考えられる。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか	B	・施設の目的を理解できている利用者には好評を得ているが、初見の人には利用方法がよく分からないのではないかと。利用方法を分かりやすく掲示する等の工夫が必要。市民の利用増加に向けた取り組みを期待。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)	B	
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか	B	
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か	B	
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	B	

小項目
評価
基準
A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。
B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。
C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。
D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか			B	・来場者数は確保できているが、今後改めて利用者ニーズを汲み取る必要があると考える。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か			B	・苦情がない点を評価できるが、今後アンケートを置くことで言えないことを言ってもらう体制が必要。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか			B	・案内表示はなくても施設は利用できるが、案内表示や避難経路の示し方について今後工夫が必要と考える。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか			B	
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか			B	
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等			B	
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか			A	
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか			B	
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会による総評	・期待以上の利用状況と考えられる。 ・アンケートの実施で利用者ニーズを汲み取ることや、施設の利用方法をわかりやすく案内するなどの対策が必要。		

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	・共同企業体として、当面の間事業継続に支障を来たず、特段の懸念事項は見られなかった。
-------------------------	----------	------------------------------	--

資料 1

令和5年度敦賀市指定管理者評価委員会委員名簿

	氏 名	役 職	選出区分
委 員 長	杉 山 友 城	福井県立大学経済学部経営学科 教授	学識経験者
副 委 員 長	田 畑 裕 司	中小企業診断士	学識経験者
委 員	木 野 仁 彦	公認会計士	学識経験者
委 員	金 森 文 質	税 理 士	学識経験者

資料 2

令和5年度敦賀市指定管理者評価委員会の開催経過

会 議	開 催 日	内 容
第1回委員会	令和5年8月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・諮問書の交付 ・令和5年度評価対象施設の概要説明 ・評価の進め方、評価項目や評価基準の設定について審議
第2回委員会 (現地調査)	令和5年9月7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象施設の現地調査・ヒアリング ①敦賀市知育・啓発施設
第3回委員会 (現地調査)	令和5年10月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象施設の現地調査・ヒアリング ②敦賀市福祉総合センター
第4回委員会 (現地調査)	令和5年11月9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象施設の現地調査・ヒアリング ③敦賀市農産物直売所 ④敦賀駅交流施設及び敦賀駅前広場
第5回委員会 (現地調査)	令和5年11月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象施設の現地調査・ヒアリング ⑤敦賀きらめき温泉リラ・ポート及び敦賀市グラウンド・ゴルフ場
第6回委員会	令和5年12月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の評価結果取りまとめ ・評価報告書記載内容の検討 ・評価結果の公表方法の検討

資料 3

敦賀市指定管理者評価委員会設置条例（令和 2 年 3 月 23 日条例第 4 号）

（設置目的）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）による公の施設の管理運営の評価を公平かつ適正に実施するため、同法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、敦賀市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、指定管理者が行う公の施設の管理運営及び指定管理者の経理状況の評価に関する事項を所掌する。

2 委員会の審査を行ったときは、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験その他専門知識を有する者

（2）その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

4 委員は、自己、配偶者又は 2 親等内の親族が評価の対象となる指定管理者の役員その他これに類する地位にある場合又は当該指定管理者と直接の利害関係にある場合は、当該指定管理者の評価に係る議事に加わることができない。

（秘密の保持）

第 6 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

資料4

指定管理者制度導入施設一覧（令和5年4月1日現在）

No.	施設名	現指定期間	指定管理者	所管課
1	敦賀市福祉総合センター	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	社会福祉法人敦賀市社会 福祉協議会	地域福祉課
2	敦賀市立やまびこ園	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	社会福祉法人敦賀市社会 福祉事業団	
3	敦賀市立子ども発達支援 センター	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	社会福祉法人敬仁会	
4	きらめきみなと館	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	株式会社クリンテック	商工貿易振興課
5	敦賀市公設地方卸売市場	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	敦賀合同青果株式会社	農林水産振興課
6	敦賀市黒河農村ふれあい 会館	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	敦賀市黒河農村ふれあい 会館管理運営委員会	
7	敦賀市農産物直売所	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日	企業組合敦賀マルシェ	
8	敦賀赤レンガ倉庫	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	株式会社丹青社	新幹線誘客課
9 10	敦賀駅交流施設 及び 敦賀駅前広場	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	株式会社エコシステム	都市政策課
11	敦賀市駅前立体駐車場	令和元年6月29日 ～令和6年3月31日	タイムズ24(株)・タイムズ サービス(株)グループ	
12	敦賀市民文化センター	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	株式会社ケイミックス パブリックビジネス	文化振興課
13	敦賀市武道館	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	公益社団法人敦賀市シル バー人材センター	スポーツ振興課
14	敦賀市きらめきスタジアム	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	敦賀市ソフトボール協会	
15 16	敦賀きらめき温泉リラ・ポート 及び 敦賀市グラウンド・ゴルフ場	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	ONE team	観光交流課
17	敦賀市知育・啓発施設	令和4年7月1日 ～令和9年3月31日	丸善雄松堂・編集工学研 究所共同企業体	都市政策課